

# 第 5 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月28日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社りそな銀行  
代表取締役社長 野村 正朗

## 中間連結貸借対照表 (平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	607,996	預 金	18,935,383
コールローン及び買入手形	1,350,078	譲 渡 性 預 金	2,276,490
買 現 先 勘 定	6,998	コールマネー及び売渡手形	1,813,701
債券貸借取引支払保証金	22,459	売 現 先 勘 定	47,975
買 入 金 銭 債 権	8,842	特 定 取 引 負 債	49,310
特 定 取 引 資 産	385,688	借 用 金	278,589
有 価 証 券	5,055,155	外 国 為 替	13,048
貸 出 金	18,005,101	社 債	674,382
外 国 為 替	70,483	信 託 勘 定 借	385,484
そ の 他 資 産	569,579	そ の 他 負 債	235,181
有 形 固 定 資 産	314,317	退 職 給 付 引 当 金	0
無 形 固 定 資 産	8,251	事 業 再 構 築 引 当 金	96
繰 延 税 金 資 産	247,902	店 舗 チ ャ ネ ル 改 革 引 当 金	2,525
支 払 承 諾 見 返	1,039,999	特 別 法 上 の 引 当 金	0
貸 倒 引 当 金	366,334	繰 延 税 金 負 債	0
投 資 損 失 引 当 金	14,688	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	45,541
		支 払 承 諾	1,039,999
		負 債 の 部 合 計	25,797,709
		(純資産の部)	
		資 本 金	279,928
		資 本 剰 余 金	404,408
		利 益 剰 余 金	483,964
		株 主 資 本 合 計	1,168,301
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	153,951
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	12,971
		土 地 再 評 価 差 額 金	63,295
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,847
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	202,427
		少 数 株 主 持 分	143,392
		純 資 産 の 部 合 計	1,514,121
資 産 の 部 合 計	27,311,831	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	27,311,831

中間連結損益計算書

〔 平成18年 4月 1日から  
平成18年 9月 30日まで 〕

(単位 :百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	402,015
資 金 運 用 収 益	219,788
( うち貸出金利息 )	( 161,145 )
( うち有価証券利息配当金 )	( 34,961 )
信 託 報 酬	3,756
役 務 取 引 等 収 益	55,484
特 定 取 引 収 益	9,430
そ の 他 業 務 収 益	24,652
そ の 他 経 常 収 益	88,902
経 常 費 用	254,029
資 金 調 達 費 用	34,005
( うち預金利息 )	( 14,267 )
役 務 取 引 等 費 用	20,052
特 定 取 引 費 用	278
そ の 他 業 務 費 用	27,992
営 業 経 費	106,223
そ の 他 経 常 費 用	65,477
経 常 利 益	147,985
特 別 利 益	11,904
特 別 損 失	704
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	159,186
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,028
法 人 税 等 調 整 額	231,084
少 数 株 主 利 益	5,676
中 間 純 利 益	385,622

( 中間連結財務諸表の作成方針 )

( 1 ) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 8 社

主要な会社名

P.T.Bank Resona Perdania

あさひ銀リテールファイナンス株式会社、Resona Preferred Capital(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)6 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)3 Limited 及び Resona Preferred Securities(Cayman)6 Limited は清算により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。

非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

( 2 ) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等 4 社

主要な会社名

りそな保証株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

( 3 ) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 5 社

9 月末日 3 社

連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(中間連結貸借対照表注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6. 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

動産 2年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これにより、従来方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は471百万円、「社債」は471百万円、それぞれ減少しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

10. 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は316,939百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

13. 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

14. 店舗チャネル改革引当金は、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルを再構築するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

15. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当分の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成 15 年度から最長 10 年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。
- なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 7,187 百万円(税効果控除前)繰延ヘッジ利益は 9,632 百万円(同前)であります。
17. 当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。
18. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。
- なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
19. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
20. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

証券取引責任準備金	0 百万円	証券取引法第 65 条の 2 第 7 項において準用する同法第 51 条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 32 条に定めるところにより算出した額を計上しております。
-----------	-------	--

21. 当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。
22. 関係会社の株式及び出資総額(連結される子会社の株式及び出資を除く) 29,477 百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額 141,294 百万円
24. 有形固定資産の圧縮記帳額 44,791 百万円
25. 貸出金のうち、破綻先債権額は 12,517 百万円、延滞債権額は 247,918 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
26. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 7,575 百万円であります。
- なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 206,822 百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
28. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 474,833 百万円であります。
- なお、25. から 28. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
29. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 244,211 百万円であります。
30. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	47,975 百万円
有価証券	1,989,095 百万円
貸出金	317,100 百万円
その他資産	1,697 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	60,930 百万円
コールマネー及び売渡手形	15,000 百万円
売現先勘定	47,975 百万円
借入金	245,300 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 656,428 百万円及びその他資産 4,892 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 18,155 百万円、敷金保証金は 17,531 百万円であります。

31. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法により公示された価格（平成 10 年 1 月 1 日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 26,000 百万円が含まれております。

33. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

34. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 488,427 百万円であります。

35. 1 株当たりの純資産額 36 円 7 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 42 銭減少しております。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	295,050	591,957	296,906
債券	3,013,488	2,987,428	26,060
国債	2,421,680	2,400,513	21,167
地方債	186,541	183,217	3,324
社債	405,265	403,697	1,568
その他	774,108	762,376	11,732
合計	4,082,646	4,341,761	259,114

なお、上記の評価差額から、繰延税金負債 105,252 百万円を差し引いた額 153,862 百万円に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 89 百万円を加算した額 153,951 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

37. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	114,293
非上場内国債券	522,516

38. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券は 29,352 百万円で、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間連結会計期間末において当該処分をせずすべて所有しております。

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,140,064 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 6,995,415 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上してはいたしましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 12 号平成 18 年 3 月 30 日）が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は 203 百万円減少し、繰延税金資産は 139 百万円増加しており、税金等調整前中間純利益は 343 百万円増加しております。

41. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成 18 年 11 月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当中間連結会計期間より、将来課税所得の見積可能期間を従来の 1 年からおおむね 5 年として計上しております。

42. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 1,383,700 百万円であります。

(2) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上してはいたしたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

- (4)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (5)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (6)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
- (7)資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

43. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）は、11.20%であります。

(中間連結損益計算書注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 12円12銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 7円14銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 「その他経常収益」には、
- |        |           |
|--------|-----------|
| 株式等売却益 | 64,407百万円 |
|--------|-----------|
- を含んでおります。
6. 「その他経常費用」には、
- |          |           |
|----------|-----------|
| 株式等売却損   | 26,292百万円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 21,092百万円 |
| 貸出金償却    | 9,408百万円  |
- を含んでおります。
7. 「特別利益」には、
- |         |           |
|---------|-----------|
| 償却債権取立益 | 11,330百万円 |
|---------|-----------|
- を含んでおります。
8. 「特別損失」には、
- |         |        |
|---------|--------|
| 固定資産処分損 | 512百万円 |
| 減損損失    | 192百万円 |
- を含んでおります。